

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 退職金の資金手当

Q : 当社では、従業員や役員の将来の退職金に充てるための準備を検討しています。

公的な制度があれば利用したいと思っておりますが、どのような制度がありますか。

A : 中小企業退職金共済制度、小規模企業共済制度などがあります。

【解説】

これから高齢化社会を迎えていくと、従業員の定年退職も増加し、その退職金支払いの負担も深刻な問題となります。

会社独自で退職金制度をもつことがむずかしい中小企業の従業員や役員を対象とした国の退職金制度としては、次のような制度があります。

(1) 中小企業退職金共済制度

これは、中小企業退職金共済事業団が運営しているもので、従業員向けの制度です。この制度は、事業主が事業団と退職金共済契約を結び毎月掛金を納付し、従業員が退職したときは、その従業員に事業団から退職金が直接支払われます。なお、法人が負担した掛金は、支払時に損金となります。

(2) 小規模企業共済制度

これは、中小企業総合事業団が運営しているもので、個人事業主や従業員20人以下（商業とサービス業では5人以下）の法人の役員を対象とした制度です。なお、この掛金は、役員個人が負担すべきものですので、法人が負担した場合には、役員報酬となります。

